

■議案第 72 号 高幡身体障害者療護施設組合規約の変更について

【要旨】

身体障害者福祉法から、障害者自立支援法への移行に伴い、高幡身体障害者療護施設組合の規約を変更するもの。

【変更の内容】

規約の題名、第 1 条の組合の名称、第 3 条の身体障害者福祉法第 3 0 条の 4 に規定する身体障害者療護施設の名称変更

高幡身体障害者療護施設組合規約の一部を変更する規約新旧対照表
(傍線部分は変更部分)

新	旧
題名 <u>高幡障害者支援施設組合規約</u>	題名 <u>高幡身体障害者療護施設組合規約</u>
(組合の名称)	(組合の名称)
第 1 条 この組合は、 <u>高幡障害者支援施設組合</u> (以下「組合」という。) という。	第 1 条 この組合は、 <u>高幡身体障害者療護施設組合</u> (以下「組合」という。) という。
第 2 条 (省略)	第 2 条 (省略)
(組合の共同処理する事務)	(組合の共同処理する事務)
第 3 条 組合は、 <u>障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。</u>	第 3 条 組合は、 <u>身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 30 条の 4 に規定する身体障害者療護施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。</u>
第 4 条、第 5 条、第 6 条 (省略) (以下省略)	第 4 条、第 5 条、第 6 条 (省略) (以下省略)

※ 組合規約を変更するには

関係地方公共団体の協議によりこれを定め (地方自治法第 2 8 6 条第 1 項)、知事に許可申請を行う。

なお、協議は関係地方公共団体の議会の議決が必要 (地方自治法第 2 9 0 条) となっている。